

歯科医師・歯科矯正医の職務基本規程

平成23年6月26日

会規第3号

職務基本規程の制定にあたって

歯科医師・歯科矯正医は人権尊重を核心とした医の理念に基づき、患者の福利のために歯科治療・歯科矯正治療を行うことを使命としなければなりません。そして、その使命を自覚し、自らの行動を起立する社会的責任を負います。よって、ここに、歯科医師・歯科矯正医の職務に関する倫理と行為規範を明らかにするため、歯科医師・歯科矯正医職務基本規程を制定します。

平成17年6月9日より日本矯正歯科協会（JIO）、日本歯科矯正専門医認定機構（JBO）、日本歯科矯正専門医教育機構（JAO）では、倫理職務規程の会規化をはかり、定款の変更を受けて、歯科医師・歯科矯正医職務基本規程が施行されます。

社会が複雑化し、多様化し、国際化していくなかにおいて、医療の安全、医療技術の質、医療提供の質、個人情報保護等の法整備により、歯科医師の責務はいよいよ高まっています。こうした時、JIO、JBO 及び JAO の基本姿勢の意義をふまえ、われわれ歯科医師・歯科矯正医は、自らが拠って立つべき倫理規範と行動規範を持ち、これを遵守し徹底をはからねばなりません。われわれは自らのアイデンティティを確立し、名誉を保ち、社会・国民の信頼を獲得していかなければなりません。

本法人が組織として社会的責任を果たすためには、まず、この職務基本規程が公正、適切に運用されるか否かにかかっていますが、そのためには、制定の理念・趣旨等を会員が正しく理解する必要があります。

この歯科医師・歯科矯正医職務基本規程と解説は、職務基本規程倫理評議員会による細かな議論及び検討作業の結果作成されました。ここに示された基本規程と解説は、そうした議論を踏まえた結果に基づくものです。

本規程が、会員諸氏の座右に置かれ、広く活用されることを心より願う次第です。

終わりに、限られた時間の中で、本職務基本規程の制定にご尽力いただいた関係各位に心からの謝意を表します。

一般社団法人日本矯正歯科協会（JIO） 会長 深町博臣
特定非営利活動法人日本歯科矯正専門医認定機構（JBO） 代表委員 夕田 勉
特定非営利活動法人日本歯科矯正専門医教育機構（JAO） 理事長 藤田邦彦

提案理由の骨子と制定経緯の概要

歯科医師・歯科矯正医の職務基本規程の提案理由の骨子（定款（会則）改正・会規化の必要性）と制定までの経緯の概要は以下の通りです。

1. 提案理由の骨子

会規化の必要性及び懲戒処分適用の根拠

歯科医師・歯科矯正医の医療業務・職務の面において、広告規制の緩和（専門医制度）、医療の安全管理、個人情報の保護、感染防止等の法律及び診療情報の提供等に関する指針及びガイドラインの実施を受けて、患者や社会に対してその使命と責任は益々重くなっています。

我々が、こうした社会的使命を十全に果たすためには、何よりも組織としてのプロフェッショナル・オートノミー、いわゆる自治こそが肝要です。しかし、歯科医師・歯科矯正医の自治は、決して所与のものではありません。高い専門的能力と豊富な経験、さらには、高い倫理と自浄能力を兼ね備えたところにこそ与えられるものであります。

我々は、自らが拠って立つべき倫理規範と行為規範を持たなければなりません。我々は、自らのアイデンティティを確立し、患者の信頼を獲得し、矜持を保ち、名誉ある地位を得たいと願うものです。

平成17年6月9日の第4回日本矯正歯科協会定時総会において、定款の変更を行い、「第10条 歯科医師・歯科矯正医職務基本規程」を追加し*、会規化を受けて、「歯科医師・歯科矯正医職務基本規程」を制定しました。

*（歯科医師・歯科矯正医の職務基本規程）

第10条 歯科医師・歯科矯正医は人権尊重を核心とした医の理念に基づき、患者の福利のために歯科矯正治療を行うことを使命とする。歯科医師・歯科矯正医はその使命を自覚し、自らの行動を規律する社会的責任を負うために、本法人は歯科医師・歯科矯正医の職務に関する倫理と行為規範を明らかにし、歯科医師・歯科矯正医の職務基本規程を総会の議決により制定する。

なお、下記の第17条1項・2項、第18条にて懲戒を受ける旨を定めています。この規程に基づき懲戒に付すべきか否かを判断するに当たっては会規化により歯科医師・歯科矯正医の職務上の倫理を会規として定める必要がありました。

ちなみに会規化によって歯科医師・歯科矯正医職務基本規程に違反すればただちに懲戒処分に付されることになるとの懸念は当たりません。厚生労働省の行政処分として、「医道審議会令第6条2項」あるいは「平成14年12月13日付け医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について：行政処分の考え方1から12」が法的根拠になっています。これらに違反するか否かだけではなく、「品位を失うべき非行」に該るか否かについて、歯科医師・歯科矯正医職務基本規程に照らし合わせて、あくまで実質的に解釈・判断されることによるべきものだからなのです。

（会員の制裁）

第17条 会員で次の各号の一つに該当するものがあると認めるときは、会長は裁定委員会の審議に従い、除名については第18条の手続きを経たうえで、当該会員に対してその旨を通知し、戒告、資格停止、退会または除名の処分を行うことができる。

- (1) 本協会の職務基本規程に反し、本法人の名誉を毀損した者
- (2) 本法人の定款に違反した者または本法人の秩序を乱した者

2 制裁は、戒告、資格停止、退会または除名の4種類とする。

（除名）

第18条 会員が、本法人の名誉を毀損し、もしくは本法人の目的及び事業あるいは職務基本規程に著しく反する行為をし、または会員としての義務に著しく違反した場合において、裁定委員会の除名相当の議決があったときは、第25条の規程を満たした総会において、正会員の総議決権数の4分の3以上の賛成による議決により除名することができる。

歯科医師・歯科矯正医の職務基本規程

目次

- 第1章 基本倫理（第1条～第9条）
- 第2章 一般規律（第10条～第25条）
- 第3章 患者との関係における規律の通則（原則）（第26条～第30条）
- 第4章 患者との関係における規律の各論
 - 第1節 患者の自主性の尊重に関する規律（第31条～第38条）
 - 第2節 無害性に関する規律（第39条～第48条）
 - 第3節 患者の福利の増進に関する規律（第49条・第50条）
 - 第4節 公平性に関する規律（第51条～第54条）
 - 第5節 知識を伴った誠実性に関する規律（第55条～第61条）
- 第5章 修練医及び臨床指導医の職務基本規程（第62条～第66条）
- 第6章 認定申請者の規律（第67条～第71条）
- 第7章 JBO 認定歯科矯正専門医の規律（第72条～第77条）
- 第8章 役員および委員の規律（第78～81条）
- 第9章 人を対象とする研究と先端医療に関する規律（第82条～第86条）
- 第10章 解釈適用指針（第87条）

附則

前文

歯科医師・歯科矯正医は、その使命が人権尊重を核心とした医の理念に基づいて、患者の福利のために歯科治療・歯科矯正治療を行うことであることを自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

よって、ここに歯科医師・歯科矯正医の職務に関する倫理と行為規範を明らかにするため、歯科医師・歯科矯正医職務基本規程（以下、職務基本規程と略す）を制定する。

第1章 基本倫理

(歯科医師・歯科矯正医の使命)

第1条 会員は、その使命が人権尊重を核心とした医の理念に基づいて、患者の福利のために歯科治療・歯科矯正治療を行うことであると自覚し、その使命の達成に努める。

(自治)

第2条 会員は、社会に対する組織としての透明性の確保のために、自治の意義を自覚し、その確立に努める。

(歯科医療の確立)

第3条 会員は、歯科医療、殊に歯科矯正医療の維持・発展に寄与するように努める。

(専門医制度の確立)

第4条 会員は、患者の利益のために専門医制度の確立に努める。

(信義誠実)

第5条 会員は、患者を尊重し、信義に従い誠実かつ公正に職務を行うものとする。

(名誉と信用)

第6条 会員は、名誉を重んじ、患者や国民の信頼に応えるよう努め、廉潔を保持し、品性の陶冶と保持に努める。

(研鑽)

第7条 会員は、生涯学習の精神を保ち、常に歯科医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に努める。

(公益活動の実践)

第8条 会員は、その使命にふさわしい公益活動に参加し、実践するように努める。

(組織の維持)

第9条 会員は、本法人が社会的に責任を果たせるように、組織の維持に努める。

第2章 一般規律

(法令および定款の遵守)

第10条 会員は、医療関連法令を遵守しなければならない。

2 会員は、一般社団法人法並びに本法人の定款(会則)を遵守しなければならない。

(保険医療への協力)

第11条 会員は、保険医療への協力を努めなければならない。

(医療の安全の確保)

第12条 会員は、医療の安全の確保に努めなければならない。

2 会員は、常に医療技術の質の確保に努めなければならない。

3 会員は、医療提供の質の確保に努めなければならない。

(個人情報管理)

第13条 会員は、個人情報の管理を適切に行わなければならない。

(公衆衛生への寄与)

第14条 会員は、歯科医療・歯科矯正医療及び保健指導を司ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与しなければならない。

(社会の諸要件の変更)

第15条 会員は、患者の利益に反するような社会の諸条件の改善に努めなければならない。

(広報活動)

第16条 会員は、全ての人々にとって歯科医療および歯科矯正医療がより身近になるように、これらに関連する情報を社会に浸透するように努めなければならない。

(営利追求の禁止)

第17条 会員は、歯科医業にあたって営利を目的としてはならない。

(広告及び宣伝)

第18条 会員は、広告または宣伝をする時は、虚偽または誤導にわたる情報を提供してはならない。

2 会員は、品位を損なう広告または宣伝をしてはならない。

(患者の勧誘等)

第19条 会員は、不当な目的のため、または品位を損なう方法により、患者を勧誘してはならない。

(会員相互の信頼)

第20条 歯科医師は他の歯科医師との関係において、相互に名誉と信義を重んじなければならない。

2 会員は互いに信頼し、他の歯科矯正医または歯科医によってなされた治療行為について、正当な理由なく批判を行ったり、またいたずらに患者に不安を抱かせるような言動を行ってはならない。患者の転医等に際しても、同様である。

3 会員は、万一、診療内容が適切でない場合には改善処置を行わなければならない。

(患者紹介の対価)

第21条 会員は、患者の紹介を受けた場合、あるいは他に患者を紹介する場合には、その代償として金銭的な報酬あるいはその他の利益の授受を行ってはならない。

但し、社会通念の儀礼的な範囲内に留まる場合は、この限りではない。

2 会員は営利を持って紹介業務を営むものと提携関係を持ってはならない。

(日本歯科医師会等との協力)

第22条 会員は、患者の利益のために、日本歯科医師会・都道府県および地区歯科医師会等と、医療事故・医事紛争・患者の苦情・医療相談や専門医制度の運営について連携をはかることに努める。

(地域社会への貢献)

第23条 会員は、地域社会の改善に貢献する諸活動に積極的に参加するように努めなければならない。

(品位を損なう事業への参加)

第24条 会員は、公序良俗に反する事業その他品位を損なう事業を営み、もしくはこれに加わり、またはこれらの事業に自己の名義を利用させてはならない。

(営利業務従事における品位保持)

第25条 会員は、自ら営利を目的とする業務を営む時、または営利を目的とする業務を営む者の取締役、執行役その他業務を執行する役員もしくは使用人となった時は、営利を求めることにとらわれて、品位を損なう行為をしてはならない。

第3章 患者との関係における規律の通則（原則）

（患者の自主性の尊重）

第26条 会員は、患者の自己決定権、いわゆる患者の意思を尊重しなければならない。

（無害性）

第27条 会員は、患者に害を与えないように努めなければならない。

（患者の福利の増進）

第28条 会員は、患者の福利を増進させるように努めなければならない。

（公平性）

第29条 会員は、患者及び医療従事者を公平に扱わなければならない。

（知識を伴った誠実性）

第30条 会員は、患者に歯学的知識に基づいて、誠実に接しなければならない。

第4章 患者との関係における規律の各論

<第1節 患者の自主性の尊重に関する規律>

（個人情報の自己コントロール権の保護）

第31条 会員は、患者の個人情報の自己コントロール権を保護しなければならない。

（守秘義務）

第32条 会員は、法律の範囲内で患者の守秘義務を遵守しなければならない。

（インフォームド・コンセント）

第33条 会員は、歯科治療において、患者に対して、病名・病状および治療内容についてよく説明し、患者の同意を得るようにしなければならない。

（診療情報の開示）

第34条 会員は、患者が診療情報、診療記録の開示を求めてきた場合は、応じなければならない。ただし、法律に別段の定めがある場合はこの限りではない。

（公の声明）

第35条 会員は、歯科治療に関して公の声明を出す場合には、根拠に基づいた情報を提供しなければならない。
2 1) 他の開業医に関する優越を示唆する発言をしてはならない。2) 根拠に基づかない誤った発言をしてはならない。3) 達成不可能な結果についての情報を提供してはならない。

（情報公開の資料）

第36条 会員は、歯科矯正医、歯科医または国民に対する発表や公表の際に使う場合には、写真、コンピュータ画像、X線画像または他の類似の資料について、修正または変更された画像を使用していることを明らかにしなければならない。

（学術論文、学会発表における情報公開について）

第37条 会員は、学術論文や学会発表などで患者の症例を例示する場合は、特定の個人を識別できないようにしなければならない。

(歯科治療目的の検討会における情報公開について)

第38条 会員は、治療目的以外での研修会で利用する場合は、患者の同意を得なければならない。

<第2節 無害性に関する規律>

(対診またはセカンド・オピニオン)

第39条 会員は、患者がセカンド・オピニオンを求めた場合は、進んで対診を求めなければならない。

2 会員は、自己の知識、技術の範囲を超えると判断した患者については、患者の同意を得て、すみやかにそれぞれの専門医に対診を求め、お互いにその領域を尊重しつつ協力し、患者の診療に最善を尽くさなければならない。

(他の会員ならびに専門歯科医師との連携)

第40条 会員は、他の会員ならびに専門分野の歯科医師と連携して患者を適切に治療しなければならない。

2 会員は、患者の利益のために相互に協力し、社会に対する責務を果たし、歯科医師以外との関係者との協力関係を保持しなければならない。

(転医による歯科矯正治療の継続)

第41条 会員は、患者が転居などの事由により転医を要する場合、歯科矯正治療の継続が円滑に行われるために必要な資料と共に、治療方針、治療期間、治療費の支払状況などの事項を転医先の会員に知らせなければならない。また転医先の会員は、患者の同意を得て、前矯正医にこれを求めることができる。

2 前項の通知で不十分と思われるときは、治療継続の依頼を受けた会員は、患者の同意を得て、前矯正医に対し、その他の情報を求めることができる。

3 前矯正医より紹介された患者については、継続して治療を行い、治療を終了しなければならない。

(転医によらない歯科矯正治療の継続及び終了)

第42条 会員は、患者の依頼により、前矯正医が治療を行っている患者の治療を継続してもよい。しかしながら、患者が求める理由を判断するためには、患者の同意を得て、前矯正医に相談しなければならない。患者の同意が得られない場合は、患者の受け入れをしなくてもよい。

2 会員は患者の依頼により、前矯正医が装着した矯正装置の除去を行ってもよい。しかしながら、患者が求める理由を判断するためには、患者の同意を得て、前矯正医に相談しなければならない。患者の同意が得られない場合は、患者の受け入れをしなくてもよい。

(患者紹介)

第43条 会員は、適切な方法で患者紹介を行わなければならない。

(資格を超えた診療行為)

第44条 会員は、資格を超えた診療行為を行ってはならない。

(診療補助者の業務に関する監督)

第45条 会員は、自己の診療所に勤務する歯科技工士、歯科衛生士、歯科助手が職務範囲を逸脱することのないよう、指導・監督しなければならない。

2 会員は、歯科医師としての資格を必要とする医療行為について、他の者に委ねてはならない。

3 会員は、診療補助者の健康を守らなければならない。

(医療従事者等の指導監督)

第46条 会員は、医療従事者など自らの職務に関与させた者が、その者の業務に関し違法もしくは不当な行為を行わないように指導監督しなければならない。

2 会員は、医療従事者が診療の業務に関して知り得た秘密を漏らし、もしくは利用することのないように指導及び監督をしなければならない。

(薬物、材料、治療法の規制と公開)

第47条 会員は、歯科界において普遍的に効果が認められていない薬物、材料、治療法を安易に患者に使用してはならない。

2 会員は、歯科矯正器具、材料、治療法に関して新しい考案をした場合には歯科医療の進歩、発展のために公開することが望ましい。ただし、当該案件に関する特許権、著作権は尊重されなければならない。

(患者との私的な関係)

第48条 会員は、不適切な患者との私的な関係を持つてはならない。

<第3節 患者の福利の増進に関する規律>

(主治医としての責務)

第49条 会員は、受診した患者に対して、主治医としての責務を果たさなければならない。

(研究と発展)

第50条 会員は、国民の健康を守り増進したりするため、研究の成果と利益をあらゆる人に還元しなければならない。

<第4節 公平性に関する規律>

(診察の拒否)

第51条 会員は、患者の診察を拒否してはならない。ただし、設備が対応できない場合あるいは能力を超えると判断した場合は、他の医療機関を紹介しなければならない。

(一般治療に対する応急処置 (応召義務))

第52条 会員は、患者より歯科矯正治療以外の救急処置を求められた場合には診療記録を作成し、患者を診察し、応急処置を行わなければならない。なお、対応ができない場合には、近隣の歯科医に応急の処置を依頼しなければならない。

(歯科矯正治療に対する応急処置)

第53条 会員は、患者に緊急に歯科矯正治療を求められた場合には診療記録を作成し、緊急の治療のために適切な対応をした後に、現在の歯科矯正医に患者を返さなければならない。

2 また会員が何らかの理由により、ある限られた期間、診療ができない場合を考え、あらかじめ不測の事故に対する緊急処置ができる体勢を整えることが望ましい。

(無診察治療の禁止)

第54条 会員は、無診察治療をしてはいけない。

<第5節 知識を伴った誠実性に関する規律>

(料金についての説明)

第55条 会員は、患者に対して事前に料金についての説明を行わなければならない。

(歯科医師・矯正歯科医の報酬)

第56条 会員は、歯科医師・歯科矯正医として正当な報酬を受け取らなければならない。

2 会員は自費診療の適正料金はその会員の知識、技術、経験に基づいた診療内容に対して適正なものでなければならない。

(専門の公表)

第57条 会員は、適切な方法で専門の公表を行わなければならない。

(薬の副作用の報告)

第58条 会員は、薬の副作用についての報告を適切に行わなければならない。

(医療事故の報告)

第59条 会員は、医療事故の報告を適切に行わなければならない。

(患者との紛議)

第60条 会員は、患者との紛議を適切に処理しなければならない。

(歯科医療に含まれない商品の販売やサービスの提供)

第61条 会員は、歯科医療に含まれない不適切な商品の販売やサービスの提供を行ってはならない。

第5章 修練医および臨床指導医の職務基本規程

(修練医の心構え)

第62条 修練医は、認定した修練プログラムに従い、歯科矯正治療の知識・経験の習得と人格の涵養に励まなければならない。

(関係法令の知識の習得)

第63条 修練医は、JIO、JBO 及び JAO の定款及び職務基本規程を理解し、医療関係法令および医療の安全管理についての知識を蓄えなければならない。

(修練医に関する届け出義務)

第64条 修練医は、修練管理委員会・修練施設認定委員会の所定の手続を遵守しなければならない。

(臨床指導医の心構え)

第65条 臨床指導医は、修練プログラムに従い、修練医に愛情を持って接し、修練医の人格の涵養と歯科矯正治療の知識・経験の習得を指導しなければならない。

(臨床指導医に関する届け出義務)

第66条 臨床指導医は、指導医・臨床指導医認定委員会、修練管理委員会、修練施設認定委員会の所定の手続を遵守しなければならない。

第6章 認定申請者の規律

(認定申請者としての心構え)

第67条 認定申請者は、個々に国民の健康を守る職として、最高水準の学問的知識と技術の修得に努めなければならない。

2 本機構の定款や規則、日本矯正歯科協会 (JIO) の職務基本規程を遵守しなければならない。

(不正行為)

第68条 認定申請者は、本機構が定めた規則に反する行為により、これを修了してはならない。

(申請、資格、症例報告などの偽造)

第69条 認定申請者は申請、資格、症例報告などの偽造 (誤った情報やデータを故意に提出すること) を行ってはならない。

(他人のアイデアの盗用)

第70条 認定申請者は適切な権利がないのに、他人の研究を自己のものとして提出してはならない。

(認定裁定委員会)

第71条 認定申請者が、第68条、69条、70条の規程に違反した場合、あるいは本機構に不利益となる行為を行った場合、認定裁定委員会は、公正かつ厳格に対処に必要な処置をとる。

第7章 JBO 認定歯科矯正専門医の規律

(JBO 認定歯科矯正専門医の基本姿勢)

第72条 JBO 認定歯科矯正専門医は、専門職として、個々に国民の健康を守り、患者や社会の信頼に応えるよう努めなければならない。

2 JBO 認定歯科矯正専門医は、専門職として、最高水準の学問的知識と技術を維持するようにならなければならない。

3 JBO 認定歯科矯正専門医は、専門職として、高い品性の陶冶と保持に努めなければならない。

4 JBO 認定歯科矯正専門医は、JBO の定款や規則、日本矯正歯科協会 (JIO) の職務基本規程を遵守しなければならない。

5 JBO 認定歯科矯正専門医は、JBO 認定歯科矯正専門医であることをもってみだりに臨床能力の優越性を誇示してはならない。

6 JBO 認定歯科矯正専門医は、患者と歯科矯正医療の利益のため以外に認定証を使用してはならない。

(認定証の社会的意義)

第73条 JBO が発行する認定証は、矯正治療技術の達成度を証明するものであり、JBO 認定歯科矯正専門医は社会的身分あるいは学歴を証明するものとして使用してはならない。

2 JBO 認定歯科矯正専門医は JBO が発行する認定証を、歯科矯正医療を行うにあたっての法的な資格、特権を認める公的な免許として使用してはならない。

3 JBO 認定歯科矯正専門医は JBO の認定証が、一般歯科医の矯正治療について制限を加えているように、一般歯科医師あるいは国民に伝えてはならない。

4 JBO 認定歯科矯正専門医は、認定証を専門開業医形態の維持のために使用することができる。

(専門医の称号の使用)

第74条 JBO は、専門医の称号について、JBO 認定歯科矯正専門医の識別のために、書簡 (レターヘッド)、職務医療の書式、名刺、患者用院内広告、住所氏名録に、「日本歯科矯正専門医認定機構(JBO)認定・歯科矯正専門医」または「日本歯科矯正専門医認定機構(JBO)公認」という名称の使用を会員に認める。

(専門医の称号の広告)

第75条 会員は認定医の称号を広告する場合は、過大な自己宣伝に陥ることなく、適正な情報媒体を選んで、節度ある広告・宣伝を行わなければならない。なお、広告や公表を規定している法律も同様に遵守しなければならない。

(認定登録の抹消)

第76条 JBO 認定歯科矯正専門医は、認定証に関わる全ての所有権は、日本歯科矯正専門医認定機構 (JBO) にあることを認めなければならない。

2 JBO 認定歯科矯正専門医が JIO、JBO 及び JAO の定款や規則、本職務基本規程に違反し、社会あるいは歯科医療従事者に大きな影響を与えた場合、JIO、JBO 及び JAO の裁定委員会による認定登録の抹消および停止の決定を受けなければならない。ただし意義のある場合は意義審査委員会に申し出ることができる。

3 JBO 認定歯科矯正専門医は、認定登録の抹消および停止の決定を受けた場合には、すみやかに認定証を JBO へ返還しなければならない。

(認定申請・専門医の姿勢に対する疑義の取り扱い)

第77条 患者・会員・およびすべての人は、JBO 認定歯科矯正専門医に対して認定申請・JBO 認定歯科矯正専

門医の姿勢に対する疑義がある場合、認定審査運営委員会に書面にて疑義を申し立てることができる。

2 書面にて、認定審査・JBO 認定歯科矯正専門医の姿勢に対する疑義の申し立てがあった場合、認定審査運営委員会は JBO 認定裁定委員会に答申をしなければならない。

3 JBO 認定裁定委員会は認定審査委員会と協力して、疑義を申し立てられた本人と対面調査をしなければならない。なお、対面調査を行う場合は JBO 認定裁定委員会より書面にて本人に報告し、本人と協議の上、その日時を決定しなければならない。

4 認定審査委員会は、JBO 認定裁定委員会に対面調査の結果を書面にて報告しなければならない。

5 JBO 認定裁定委員会は、異議を申し立てられた本人の自筆による弁明書の提出を求めなければならない。

6 JBO 認定裁定委員会は委員による協議の上、処分を決定し、認定審査運営委員会および JIO 裁定委員会に報告しなければならない。なお、JBO 認定裁定委員会は、裁定前に調停を行うことができる。あるいは、認定審査運営委員会に調停を依頼することができる。

7 JBO 認定裁定委員会は、裁定結果について被申立人および申立人に通知しなければならない。

8 認定審査運営委員会、認定審査委員会並びに JBO 認定裁定委員会の委員は、委員自身の認定申請・JBO 認定歯科矯正専門医の姿勢並びに当該委員としての職務遂行の姿勢に対して疑義を申し立てられた場合は、当該委員会に出席してはならない。

第8章 役員および委員の規律

(JIO、JBO、JAO 役員)

第78条 日本矯正歯科協会（JIO）役員、日本歯科矯正専門医認定機構（JBO）役員、日本歯科矯正専門医教育機構（JAO）役員は、会務の運営にあたっては、公正中立な職務を行わなければならない。

2 これらの職務に対する謝礼その他の対価を支払ってはならない。あるいは、謝礼その他の対価を受け取ってはならない。

(JIO、JBO、JAO 裁定委員・異議審査委員)

第79条 JIO、JBO および JAO の裁定委員・異議審査委員は、その職の執行にあたっては、公正中立な職務を行わなければならない。

2 これらの職務に対する謝礼その他の対価を支払ってはならない。あるいは、謝礼その他の対価を受け取ってはならない。

(認定審査委員・修練施設指定委員・指導医選定委員)

第80条 認定審査委員・予備の認定審査委員・修練施設指定委員・指導医選定委員は、認定及び選定において、公正中立な職務を行わなければならない。

2 これらの職務に対する謝礼その他の対価を支払ってはならない。あるいは、謝礼その他の対価を受け取ってはならない。

(修練カリキュラム委員・修練管理委員)

第81条 修練カリキュラム委員は、カリキュラムの認定、修練医の筆記試験の実施にあたっては、公正中立に職務を行わなければならない。

2 修練管理委員は、修練医の認定、修練の修了の認定の実施にあたっては、公正中立に職務を行わなければならない。

3 これらの職務に対する謝礼その他の対価を支払ってはならない。あるいは、謝礼その他の対価を受け取ってはならない。

第9章 人を対象とする研究と先端医療に関する規律

(法令の遵守)

第82条 会員は、人を対象とする研究を行うときは、ヘルシンキ宣言、CIOMSガイドライン、臨床研究に関する倫理指針、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令を遵守しなければならない。

(安全・福利・権利への配慮)

第83条 会員は、研究の対象となる者の安全・福利・権利への配慮は、研究の利益および社会の利益への配慮よりも優先するべきである。

(研究の実施基準)

第84条 会員は、個々の対象者について、予想される危険を正当化する益があることを確認したうえでなければ、研究を実施してはならない。

(危険性の十分な説明)

第85条 会員は、対象者には研究の意義、研究に参加しない場合の取り扱われ方、目的、予想される益と危険、安全および情報の保護の方法、参加拒否と同意撤回の自由などの必要事項についてあらかじめ十分に説明し、対象者が理解し判断に必要な時間を与えられなければならない。

(健康被害が生じた場合について)

第86条 会員は、研究に参加することで対象者に健康被害が生じた場合には、過失の有無にかかわらず、また因果関係の証明はなくても、必要かつ最善の医療を提供しなければならない。

第10章 解釈適用指針

(解釈適用指針)

第87条 裁定委員会は、歯科医師・歯科矯正医の職務の専門性にかんがみ、会員の自由と独立を不当に侵すことのないように、職務基本規程を実質的に解釈し適用しなければならない。

附則

附則 この規程は平成23年6月26日より施行する。